

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度農村型地域運営組織（農村 RMO）伴走支援業務

2 趣旨

旧小学校区等複数の農村集落の範囲において、地域住民による話し合い、調査・計画作成、実証試験のコーディネート等を通じて、住民主体による「農用地保全」、「生活支援」及び「地域資源の活用」それぞれの活動を将来にわたり継続できる地域運営組織（以下「農村 RMO」という。）づくりを支援する。

3 業務内容

本業務では、4（1）の支援対象地域の農村 RMO が策定した農村型地域運営組織形成推進事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）の内容を実現するため、次の（1）～（3）の活動（以下「伴走支援活動」という。）を行い、（4）によりその成果を整理する。

企画提案に当たっては、別途配布する実施計画書の内容を十分に熟知した上で適切な伴走支援活動プログラムを作成すること。（募集要領4（2）イ 参照）

(1) 農村 RMO の体制づくり、運営支援

従来集落単位で実施されてきた農用地保全等の活動について、複数集落で連携して取り組むことを目指した話し合いの場づくりを行う。

（想定する作業）

- ・農村 RMO の構成団体との個別協議
- ・話し合いの場等への各集落への参加呼びかけ

(2) 将来ビジョンの策定支援

（1）により開催する話し合いの場において、「農用地保全」、「生活支援」及び「地域資源の活用」それぞれについて地域として目指す方向性を検討し、「将来ビジョン」として取りまとめるための伴走支援を行う。

特に「農用地保全」分野については、将来（概ね 10 年後を目安とする）にわたり保全すべき農地とそうではない農地を分類し、「農地保全構想」として地図上に整理することとする。

（想定する作業）

- ・現状分析のためのワークシート作成
- ・先行事例の収集
- ・話し合い及び合意形成に係るファシリテーション

- ・農地保全構想図案の整理

(3) 各分野に係る活動計画の作成支援及び実証調査活動に対する支援

(2) の将来ビジョンで定める地域づくりの方向性に沿って農村 RMO が取り組む「農用地保全」、「生活支援」及び「地域資源の活用」それぞれの具体的な活動計画の検討、先行事例調査、取りまとめに当たり、必要な情報収集及びアドバイス等を提供する。さらに、農村 RMO が実施する実証調査活動に対しては、農村 RMO の希望に応じて地域外との連携に係る支援を行う。

(想定する作業)

- ・活動計画策定のためのワークシート作成
- ・先行事例の収集
- ・話し合い及び合意形成に係るファシリテーション
- ・地域外への情報発信、各種企画

(4) 支援活動記録の作成

本業務の完了後に他地区における農村 RMO 形成伴走支援の参考とするため、伴走支援活動の意図や背景、具体的内容、成果などを支援プロセスに沿って記録・整理する。

4 対象地域等

(1) 支援対象地域

伴走支援活動の対象地域は、京都府内において令和4年度農村型地域運営組織形成推進事業を実施する次の2地域とする。

ア 京丹後市宇川地域（旧上宇川村、旧下宇川村）

イ 与謝野町与謝地域（旧与謝村）

(2) 訪問回数

原則として業務期間を通じて平均週1回以上支援対象地域を訪問し、伴走支援活動を行うこととする。なお、必要に応じて、対象地域の農村 RMO の了承の上、オンラインでの面談・協議等によることとしても差し支えない。

5 事業報告

(1) 着手報告

受託者は、契約日から10日以内に、以下の書類を提出しなければならない。

業務工程表については、開催の月日ではなく、概ねの時期の記載でも可とする。

ア 着手届

イ 業務工程表

ウ 業務計画書

(2) 進捗状況等報告

受託者は、以下の書類を1箇月ごとに提出し、京都府と進捗状況の共有及び当月以降の業務計画に係る協議を行うこと。

- ア 月次報告書
- イ 業務進捗状況
- ウ その他関係書類（写真等）

また、受託者は、京都府から要求があった場合には、すみやかに進捗状況を報告すること。

(3) 完了報告

受託者は、事業完了後に、次の成果物を添えて業務完了報告書を提出しなければならない。

- ア 伴走支援活動報告書（支援活動記録）
- イ 将来ビジョンの写し（宇川地域、与謝地域とも）
- ウ 農村RMOの実施計画書の写し（宇川地域、与謝地域とも令和5年度以降分）
- エ その他証拠書類（写真等）

(4) 事業報告様式

着手報告及び完了報告はA4判の紙媒体を基本とし、事前に京都府と協議し決定する。

その他の報告は、京都府から特段の指示が無い場合には電子媒体として差し支えない。

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議を十分に行い、その指示に従って業務を進めること
- (2) 京都府内における感染症の拡大等の影響により業務継続が不可能となった場合には、京都府と協議の上、本業務の実施を終了する。この場合、業務委託料は、本業務終了時点における実績相当額とする。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 受託者は事業実施に当たり、収集する個人情報・法人情報について、京都府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得る。なお、取得した個人情報・法人情報は京都府に帰属するものとし、使用に当たっては、本事業実施に係る件にのみ使用し、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (5) 委託期間終了等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- (6) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、事前に京都府と受託

者において適宜協議、調整を行い決定する。